

## 第18回 宇治市農業委員会議事録

下記議案審議のため、平成30年12月5日(水)午後3時00分より、第18回宇治市農業委員会定例総会を宇治市役所8階大会議室において開催した。

### 記

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について

第2号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

第3号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

第1号報告 農地法第4条の規定による届出の受理について

#### (出席委員)

1番 久世谷 幸治	2番 多田 岳史	3番 徳田 明子	4番 中林 和夫
5番 古川 嘉嗣	6番 井内 英樹	7番 多羅尾 英樹	8番 中西 秀友
9番 辻 四一郎	10番 吉田 利一	11番 高田 悦和	12番 小島 佳剛
13番 水主 哲寛	14番 山本 晃一郎		

#### (欠席委員)

#### (農地利用最適化推進委員)

北浦 荘平      村田 昇造      江口 淳司      水谷 修      北村 嘉朗

#### (事務局)

西岡 局長      西村 次長      清水(囑託)      村田(囑託)      岸本(囑託)

	( 午後 3 時 0 0 分 開会 )
局 長	<p>定例総会の開会に先立ちまして、事務局から報告いたします。</p> <p>本日の定例総会は委員定数 14 名の内、出席委員 14 名、欠席委員 0 名であり、「農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項」の規定により定足数を満たしていますので、成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、議事進行につきまして、吉田会長、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、ただ今から、第 18 回宇治市農業委員会定例総会を開会いたします。本日の議事録署名委員は、高田委員、小島委員のお二人にお願いいたします。現地調査委員につきましては、多田委員、高田委員です。</p> <p>ご苦労様でした。後ほど現地調査の報告をお願いいたします。</p> <p>それでは、「第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について」を議題といたします。</p> <p>事務局より、説明願います。</p>
局 長	<p>それでは、お手元の資料に基づきまして、「第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について」1 件のご説明を申し上げます。</p> <p>【第 1 号議案、1 番を別添議案書をもとに朗読】</p> <p>譲渡人は、離農されるため譲渡したいとのことです。譲受人は、営農規模の拡大を図るため取得されます。</p> <p>本件につきましては、譲受人の世帯が所有する農地は全て適正に管理し、農機具・機材等も所有されており、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文に該当しないことを確認しております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、高田委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
高田委員	<p>報告します。去る 11 月 26 日、事務局の案内で多田委員と現地調査に行っていました。</p> <p>番号 1 の伊勢田町 の利用状況ですが、田としてきちんと耕作されていました。</p>

	<p>以上です。</p>
議 長	<p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。ただ今の第1号議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p> <p>異議なしの声</p>
議 長	<p>ただ今の異議なしをもって「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。</p> <p>引き続きまして、「第2号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p> <p>事務局より、説明願います。</p>
局 長	<p>それでは、お手元の資料に基づきまして、「第2号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」一括して2件のご説明を申し上げます。</p> <p>【第2号議案、1番から2番を別添議案書をもとに朗読】</p> <p>番号1及び番号2につきましては、機構集積でない利用権設定に関するものでございます。何れも利用権を設定する者は、 氏であります。これら2件は、賃貸借による新規の利用権設定であり、終期は平成31年3月31日まででございます。</p> <p>以上2件につきましては、農用地利用集積計画の内容が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることから、農用地利用集積計画は承認できるものと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、多田委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
多田委員	<p>報告します。去る11月26日、事務局の案内で高田委員と現地調査に行っていました。</p> <p>番号1の槇島町 の利用状況ですが、畑としてブロッコリーが作付されていました。</p>

	<p>番号2の槇島町の利用状況につきましては、畑としてブロッコリーとサニーレタスが作付されている部分と、畝立てされいつでも作付できる状態の部分がありました。</p> <p>どちらも適正に管理されていました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。ただ今の第2号議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p>
山本会長職務代理者	<p>新規設定で期間は3か月ということですが、なぜ3か月間なのでしょう。</p>
局長	<p>借人につきましては、地元農業者6人で「 」という任意組織を作られておりまして、その組織メンバーが個人名で貸借の手続きをされるということです。</p> <p>期間が3か月となっている件ですが、本件の貸借期間の終期は3月31日となります。未確定ではございますが、実際は4月1日以降も同借人またはメンバー内の別の方が借り受ける予定です。ひとまず現在確約している3月末までの3か月間につきまして、利用権設定の申出がなされたものでございます。</p> <p>今後も同じ方が借り受ける場合、貸借は継続されますが、別の方が借り受けることになった場合、新規申出の手続きを行っていただくよう伝えております。</p>
徳田委員	<p>継続という扱いについてですが、個人がやる場合は次も新規設定になるんですか。</p>
局長	<p>借人が今回と同様の場合は、期間が満了する前に更新の手続きが必要です。他のメンバーの方が借りられる場合は、新規設定の手続きになります。</p>
中林委員	<p>同じ借人で更新の場合は、現地調査は必要ないのでしょうか。</p>
局長	<p>3か月ですのであまり変わりはないかもしれませんが、その時点での確認が必要になりますので、更新の場合も現地調査はあります。</p>
水谷推進委員	<p>今植えられているブロッコリーは貸人が作付しているんですか。</p>
局長	<p>現に借人が作業受託により作付されています。</p>
水谷推進委員	<p>借りる方によって作物が代わってくるかと思います。次は花卉になったりする</p>

	<p>かもしれません。</p>
議 長	<p>作物が代わるのは別に構わないかと思います。</p>
水谷推進委員	<p>グループで法人化して申出されるべきではないでしょうか。人が代わるごとに数か月単位や半年ごとに何度も設定されるんですか。</p>
局 長	<p>次回の更新は年単位と聞いております。借人その他のメンバーは集落営農組織を目指されていましたが、条件が合わず難しくなってきたので、ひとまず任意団体で組織を立ち上げられたとのこと。将来的には改めて集落営農組織を目指すか、法人化を目指すかといったことはあるかもしれませんが、現時点では目処がついていないと伺っております。</p>
議 長	<p>他にご意見等はございませんか。</p> <p>異議なしの声</p>
議 長	<p>ただ今の異議なしをもって、「第2号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。</p> <p>引き続きまして、「第3号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>それでは、お手元の資料に基づきまして、「第3号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」1件のご説明を申し上げます。</p> <p>【第3号議案、1番を別添議案書をもとに朗読】</p> <p>相続人は、相続開始日に当該農地2筆を相続し、相続税の納税猶予の特例の適用を受けておられます。</p> <p>本件につきましては、相続税の申告期限の翌日から起算して20年を迎え、納税猶予期間が満了となり、相続税が免除されるため、この度、税務署長から農業委員会に「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」の照</p>

	<p>会がありましたので、農業委員会の意見を求めて回答するものでございます。 以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、高田委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
高田委員	<p>報告します。去る 1 1 月 2 6 日、事務局の案内で多田委員と現地調査に行つてまいりました。</p> <p>番号 1 の槇島町 の利用状況ですが、田と一部が畑で、白菜や水菜、ネギ、カブが作付されていました。</p> <p>槇島町 の利用状況につきましては、全て田で、きちんと耕作されていました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。ただ今の第 3 号議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p> <p>異議なしの声</p>
議 長	<p>ただ今の異議なしをもって「第 3 号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。</p> <p>引き続きまして、専決処分の報告について、事務局より報告願います。</p>
局 長	<p>それでは、お手元の資料に基づきまして、「第 1 号報告 農地法第 4 条の規定による届出の受理について」2 件のご説明を申し上げます。</p> <p>【第 1 号報告、1 番から 2 番を別添議案書をもとに朗読】</p> <p>番号 1 につきましては、顛末書によりますと、昭和 3 0 年代に住宅を建て、住宅敷地として、今日まで使用されてきたとのことでございます。</p> <p>番号 2 につきましては、顛末書によりますと、亡夫が平成 2 年頃に居宅を建て、住宅敷地として、今日まで使用されてきたとのことでございます。</p> <p>以上 2 件につきましては、農地法関係事務処理要領に基づき審査を行い、適正と判断し、農地法施行令第 3 条第 2 項の規定に基づき、すでに書面で通知を行っております。</p>

	<p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局から報告のあった件について、何かご質問はございませんか。</p>
<p>水谷推進委員</p>	<p>番号1についてですが、600㎡近くの農地が転用されているのが漏れていたんですか。大きな土地ですので、航空写真で見れば判別はつくはずですが。見落とされていたんですか。</p>
<p>局 長</p>	<p>ご本人がどこまで認識されているのかというところになります。かなり前に建築されたということで、おそらく先代が行為者かと思われます。航空写真の技術も進んでおりますが、事務局が指摘して届出してくださいと逐次連絡する形にはしておりません。何等かのアクションや相談があった際には、顛末書を付けて4条届出をしていただくようお願いすることもあります。</p> <p>たとえば番号2につきましては、他の案件でご相談がありましたので、事実確認をしたうえで一緒に今回の届出をしていただくようお願いした経過がございます。そのように何か接触できる機会があった際にはお伝えするよう努めておりますので、ご理解いただければと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>他にご意見等はございませんか。</p>
	<p>なしの声</p>
<p>議 長</p>	<p>ないようですので、以上をもちまして本日の議案審議及び報告案件はすべて終了いたしました。</p>

(午後3時30分審議終了)

議 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_